

会 議 記 録 (1)

会議名称	平成25年度第1回北本市自治基本条例審議会		
開会及び閉会日時	平成25年5月13日(月) 午後1時30分から午後2時30分まで		
開催場所	北本市文化センター第2研修室		
委員長氏名	会長 有働秀鷹		
出席委員(者)氏名	有働秀鷹、須藤善次郎、柴田辰雄、宮原鈴代、浅野昭八、遠井美智子、高荷正春		
欠席委員(者)氏名	鈴木洋子		
説明者の職氏名	協働推進課長	磯野治司	
	協働推進課主査	大森国英	
事務局職員職氏名	総合政策部長	岩崎雄一	協働推進課長 磯野治司
	協働推進課主査	大森国英	協働推進課主事 五十嵐亮太
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 あいさつ 3 議 題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成24年度の取組み状況について (2) 平成25年度の取組み予定について (3) その他 4 閉 会 		
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 次第 2 参考資料 北本市自治基本条例審議会規則 3 市民主役のまちづくりをめざして(参画・協働パンフレット) 4 北本市市民公益活動推進計画 5 北本市市民公益活動推進計画年度別進行計画 		

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>1 開 会</p> <p>本日はお忙しい中、北本市自治基本条例審議会に御出席いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、これより平成25年度第1回北本市自治基本条例審議会を開催いたします。</p> <p>はじめに規則第5条第2項により「会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」となっておりますが、委員8名中7名の出席をいただいておりますので、会議が成立することをご報告いたします。</p>
事務局	<p>2 あいさつ</p> <p>それでは、開会にあたりまして、まず、会長からごあいさつをいただきます。</p> <p style="text-align: center;">— 有働会長あいさつ —</p>
事務局	<p>ここで事務局職員に変更がありましたので、自己紹介をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">— 事務局自己紹介 —</p>
事務局	<p>議題に入ります前に、所掌事務について確認させていただきます。所掌事務については、北本市自治基本条例の適切な運用に関することとなっております。</p> <p>それでは、第5条第1項により「審議会の会議は、会長が召集し、その議長となる。」となっておりますので、進行につきましては有働会長にお願いいたします。</p>
有働会長	<p>3 議題</p> <p>(1) 平成24年度の取組み状況について</p> <p>それでは、議題(1) 平成24年度の取組み状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【資料1、2を基に説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月1日より、「北本市市民参画条例」、「北本市協働推進条例」が施行された。 ・平成25年3月に、「北本市市民公益活動推進計画」が策定された。

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
有働会長	只今の説明について、質問等があればお願いします。
浅野委員	市民公益活動推進計画はある程度市民には理解してもらえないのではないか。2条例に関してどのように市民に理解してもらうのか。なぜこのようなことが必要なのかを説明しないといけない。今後の取り組みはどうなっているのか。
有働会長	事前に資料で配布した参画・協働のパンフレットは全戸配布している。その他に事務局で今後説明会などの予定はあるのか。
事務局	市民公益活動推進計画に関してはホームページに掲載しています。また、先日行われたNPO法人情報交換会では計画の概要を説明しました。2条例に関しては市役所の出前講座に加えましたが、周知が足りない部分に関しては今後も引き続き行っていきます。
高荷委員	協働のパートナー登録は自治会などはどうするのか。自治連で事前にまとめて入ってしまえば良いのか。
事務局	市と協働事業を行うための事前の登録になりますので、提案する団体のみ事前に登録していただく形になります。
柴田委員	市民公益活動推進計画は広範囲に及ぶ計画なので、地道に説明していく必要がある。
	(2) 平成25年度の取組み予定について
有働会長	それでは、議題(2) 平成25年度の取組み予定について、事務局から説明をお願いします。
事務局	【資料3を基に説明】 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の進行体制 ・推進施策、実施目標年度
有働会長	只今の説明について、質問等があればお願いします。
柴田委員	(2)のイの小中学校のボランティアに関して、社会福祉協議会では高齢者の車イス体験やアイマスク体験などを行っている。学校教育課ではこのような活動があることを把握しているのか。情報の共有化を図ってほしい。
高荷委員	行政はスピード感を持って対応する必要がある。職員研修でもそ

会 議 記 録 (3)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
有働会長	<p>の必要性を訴え、職員に周知すべきだ。</p> <p>確かに行政は一つの事をするのに時間がかかりすぎる。 ところで市民参画・協働推進審議会と自治基本条例審議会との違いは何か。</p>
事務局	<p>市民参画・協働推進審議会については、北本市市民参画推進条例、協働推進条例の適切な運用について審議していただく予定です。特に、北本市市民参画推進条例に義務付けられている市民参画手続の年間の実績と予定の公表についての報告、市民施策提案制度の審議、協働事業提案制度に関する審議をしていただきます。自治基本条例審議会については、北本市自治基本条例に規定されている関係法令の整備等、北本市自治基本条例に基づくまちづくり通りに市政運営されているか審議していただきます。</p>
有働会長	<p>(3) その他</p> <p>各委員から何か意見等がありますか。</p> <p style="text-align: center;">— 特になし —</p>
有働会長	<p>事務局から連絡事項等がありますか。</p> <p style="text-align: center;">— 特になし —</p>
	<p>4 閉 会</p> <p style="text-align: center;">— 須藤副会長あいさつ —</p>
<p>議事のでん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">平成 25 年 5 月 21 日 会長 有働 秀 鷹</p>	